



目 次

規 則	ページ
◎児童福祉法第56条第2項の規定による費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則	1
告 示	
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による医療機関の指定 (福祉指導課)	1
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関の事業の廃止の届出 (")	1
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による介護機関の指定 (")	1
○公共測量の終了の通知 (用地対策課)	2
○道路の区域変更 (2件) (道 路 課)	2
○道路の供用開始 (")	2
○建築基準法による道の指定 (建築指導課)	2
公 告	
○開発行為に関する工事の完了 (都市計画課)	2
落札公告	
○落札者等の公告 (消防政策課)	3
正 誤	
◎正誤 (平26・10・21付け 規則)	4

規 則

児童福祉法第56条第2項の規定による費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成26年11月25日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第112号

児童福祉法第56条第2項の規定による費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則
児童福祉法第56条第2項の規定による費用の徴収に関する規則

(昭和43年高知県規則第38号)の一部を次のように改正する。
第4条第3項中「途中で」を「途中で」に改める。
別表第2の表中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改め、同表備考2中「、「所得税」を「「所得税」に改め、同備考(2)中「第41条第1項及び第6項、第41条の2第3項、第41条の3の2第1項及び第5項」を「第41条第1項、第2項、第6項及び第10項、第41条の2、第41条の3の2第1項、第5項、第10項、第11項及び第14項」に改め、同表備考3中「、「入所施設」を「「入所施設」に改め、同表備考4中「、「通所施設」を「「通所施設」に改め、同表備考7の(2)中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、「第17条」を「第6条第6項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

高知県告示第634号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成25年法律第106号)による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定による医療機関として、次のとおり指定した。

平成26年11月25日

高知県知事 尾崎 正直

医療機関の名称 医 療 機 関 の 所 在 地 指定年月日
松 田 薬 局 吾川郡いの町3806-1 平26・8・30

高知県告示第635号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成25年法律第106号)による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、指定医療機関の事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成26年11月25日

高知県知事 尾崎 正直

医療機関の名称 医 療 機 関 の 所 在 地 廃止年月日
松 田 薬 局 吾川郡いの町1700 白岩テナン 平26・8・29
トビル1F西側

高知県告示第636号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成25年法律第106号)による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の規定による介護機関として、次のとおり指定した。

平成26年11月25日

高知県知事 尾崎 正直

指定年月日	事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地並びにサービスの種類
平成26年8月1日	株式会社高知ゆうあい 四万十市古津賀二丁目174番地	ケアプランセンターあたたか四万十 四万十市古津賀二丁目174番地 居宅介護支援事業 介護予防支援事業
〃	社会福祉法人清流会 高岡郡四万十町仁井田114番1号	グループホームやすらぎの里 高岡郡四万十町仁井田114番1号 認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護
平成26年9月1日	合同会社天賜堂 須崎市東古市町3番2号	カナザワ薬局緑町店 須崎市緑町4-27 介護予防居宅療養管理指導
平成26年9月17日	株式会社高知ゆうあい 四万十市古津賀二丁目174番地	ヘルパーステーションあたたか四万十 四万十市古津賀二丁目174番地 訪問介護 介護予防訪問介護
〃	〃	グループホームはなことば四万十 四万十市古津賀二丁目

		174番地 認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護
平成26年9月22日	合同会社天賜堂 須崎市東古市町3番2号	カナザワ薬局 須崎市東古市町3番2号 介護予防居宅療養管理指導

高知県告示第637号

国土交通省四国地方整備局土佐国道事務所長から平成26年6月高知県告示第383号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が平成26年10月29日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。
平成26年11月25日

高知県知事 尾崎 正直

高知県告示第638号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
その関係図面は、平成26年11月25日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成26年11月25日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 安田東洋
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
安芸郡北川村久江ノ上字フケノ木435番3から 安芸郡北川村久江ノ上字フケノ上319番まで	前	7.0 }	190
		19.1	
安芸郡北川村久江ノ上字フケノ木435番3から 安芸郡北川村久江ノ上字カキノ淵320番	A	4.0 }	191
		15.0	

1 地先まで	後		
安芸郡北川村久江ノ上字フケノ木435番3から 安芸郡北川村久江ノ上字フケノ上319番まで		B	7.0 } 19.1

高知県告示第639号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
その関係図面は、平成26年11月25日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成26年11月25日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 土佐清水宿毛
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
幡多郡三原村宮ノ川字タカノス1439番75から 幡多郡三原村宮ノ川字コヲド1445番16まで	前	6.4 } 41.6	929
		A	
幡多郡三原村宮ノ川字ムラカミ1233番から 幡多郡三原村宮ノ川字ヲリト1293番1まで	B	0.1 } 33.5	462
		B	
幡多郡三原村宮ノ川字マツキワラ1207番1地先から 幡多郡三原村宮ノ川字コヲド1445番30地先まで	A	6.4 } 23.6	392
		A	
幡多郡三原村宮ノ川	後		

字タカノス1439番75から 幡多郡三原村宮ノ川字コヲド1445番16まで	C	11.3 } 47.6	912

高知県告示第640号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。
その関係図面は、平成26年11月25日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成26年11月25日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 安田東洋
- 3 道路の区域

供 用 開 始 区 間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
安芸郡北川村久江ノ上字フケノ木435番3から 安芸郡北川村久江ノ上字カキノ淵320番1地先まで	191	平成26年11月25日

高知県告示第641号

次の道を建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定により指定する。
平成26年11月25日
高知県知事 尾崎 正直
南国市廿枝字天徳1593番地先から1590番1地先に至る延長78メートルの道

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。
平成26年11月25日
高知県知事 尾崎 正直

許可番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
平成26年6月18日 26高西土第426号	土佐市高岡町字西小路甲1825番1ほか	土佐市蓮池249番地

		矢野 泰幸
平成26年6月24日 26高西土第517号	土佐市高岡町字鴨供 田乙2641番ほか	須崎市多ノ郷甲 5741番地 日本イーメディカル株式会社 代表 取締役 高橋 啓 文

落 札 公 告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第11条及び高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

平成26年11月25日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量
AW-139型の機体部品 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
高知県危機管理部消防政策課 高知市丸ノ内一丁目2番20号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成26年10月24日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
三井物産エアロスペース株式会社 東京都港区芝公園二丁目
4番1号
- 5 随意契約に係る契約金額
50,726,995円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
政令第10条第1項第1号に該当するため

正 誤

公報日付	公報番号	種類	ページ	欄 (行)	正	誤	
平26・10・21	号外55	◎規則	6	左 (40～45) 中 (1～9)	第5条第1項中「、法」を「、法第17条第4項において読み替えて準用する法第7条第3項ただし書の規定による薬局製造販売医薬品の医薬品製造管理者がその製造所以外の場所で業として薬局製造販売医薬品の製造の管理その他業事に関する実務に従事すること、法第23条の2の14第6項において読み替えて準用する法第7条第3項ただし書の規定による体外診断用医薬品製造管理者がその製造所以外の場所で業として体外診断用医薬品の製造の管理その他業事に関する実務に従事すること、法」に、「又は法」を「、法」に、「営業所管理者」を「医薬品営業所管理者」に、「の許可」を「、法第39条の2第2項ただし書の規定による高度管理医療機器等営業所管理者がその営業所以外の場所で業として営業所の管理その他業事に関する実務に従事すること、法第40条の6第2項ただし書の規定による再生医療等製品営業所管理者がその営業所以外の場所で業として営業所の管理その他業事に関する実務に従事すること又は法第68条の16第2項において読み替えて準用する法第7条第3項ただし書の規定による生物由来製品の製造を管理する者がその製造所以外の場所で業として生物由来製品の製造の管理その他業事に関する実務に従事することの許可」に、	第5条第1項中「、法」を「、法第17条第4項において読み替えて準用する法第7条第3項ただし書の規定による薬局製造販売医薬品の医薬品製造管理者がその製造所以外の場所で業として薬局製造販売医薬品の製造の管理その他業事に関する実務に従事すること、法第23条の34第4項において読み替えて準用する法第7条第3項ただし書の規定による再生医療等製品製造管理者がその製造所以外の場所で業として再生医療等製品の製造の管理その他業事に関する実務に従事すること、法」に、「又は法」を「、法」に、「営業所管理者」を「医薬品営業所管理者」に、「の許可」を「、法第39条の2第2項ただし書の規定による高度管理医療機器等営業所管理者がその営業所以外の場所で業として営業所の管理その他業事に関する実務に従事すること又は法第40条の6第2項ただし書の規定による再生医療等製品営業所管理者がその営業所以外の場所で業として営業所の管理その他業事に関する実務に従事することの許可」に、	
				7	左	(第17条第4項(第23条の2の14第6項・第68条の16第2項)において読み替えて準用する同法) 薬局の管理者、医薬品製造管理者、体外診断用医薬品製造管理者、店舗管理者、医薬品営業所管理者、高度管理医療機器等営業所管理者、再生医療等製品営業所管理者又は生物由来製品の製造を管理する者の別	(第17条第4項(第23条の34第4項)において読み替えて準用する同法) 薬局の管理者、医薬品製造管理者、再生医療等製品製造管理者、店舗管理者、医薬品営業所管理者、高度管理医療機器等営業所管理者又は再生医療等製品営業所管理者の別
					右	(第17条第4項(第23条の2の14第6項・第68条の16第2項)において読み替えて準用する同法)	(第17条第4項(第23条の34第4項)において読み替えて準用する同法)
				8	左	薬局の管理者、医薬品製造管理者、 <u>体外診断用医薬品製造管理者</u> 、店舗管理者、医薬品営業所管理者、高度管理医療機器等営業所管理者、 <u>再生医療等製品営業所管理者</u> 又は生物由来製品の製造を管理する者の別	薬局の管理者、医薬品製造管理者、 <u>再生医療等製品製造管理者</u> 、店舗管理者、医薬品営業所管理者、高度管理医療機器等営業所管理者又は再生医療等製品営業所管理者の別